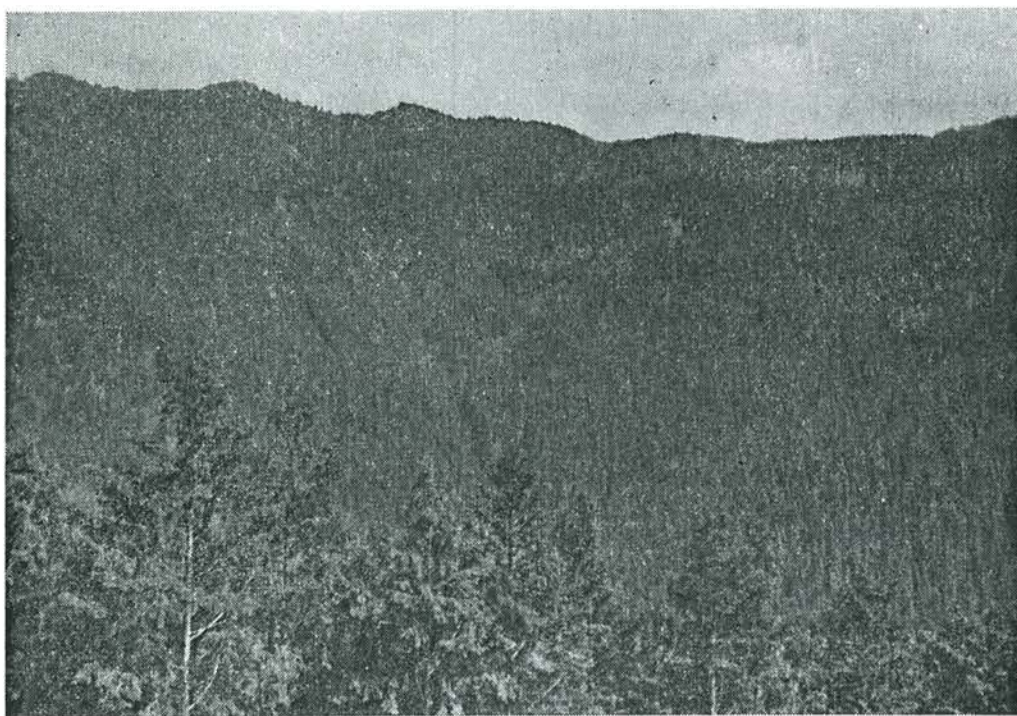


西峰村有林訴訟事件



②

高知地裁では 村の全面敗訴

②

おいて係争され、西条村有林の売買仮契約関係は余り問題にされませんでした。その結果、村の主張は認められず、昭和三十六年二月一日、高知地裁における判決は、村の全面敗訴という結果に終わった事は、御承知の通りであります。

この判決を受けた当時の村は、財政再建団体として旧村の負債を償還中という財政的に非常に苦しい時であり、その上この判決に従うとなれば、村の窮乏に

ようやく

和解成立

難航のすえ

ようやく

和解成立

その後裁判所の勧告に従つて、和解により解決する事を、当事者双方が同意した為、双方の代理人による和解折衝が続けられました。然し相手方の意思表示が二転三転、するので折衝ははかばかしく進展せず、膠着状態になり、そのまま和解の最終期限を迎えるに至りました。

そこで、村は特別委員会を開き、弁護士を交えて種々協議検討をした結果、相手方代理人もさじを投げ、

④

然し夜分になったので、和解調書案は後日作成の後、村議会の承認議決を得て正式調印という事になりました。六月二七日、高松高裁において和解調書等を頒領した。七月二日、村議会へ提案可決、その後七月十一日の村定例議会で和解の補充調書案を提案、可決、議決書送付という一連の手続きを経て、昭和三十三年七月十六日、和解調書に双方調印、ここに十年間に亘る係争が終結したのであります。

当日は午後三時から交渉を始めましたが、双方の主張に相当な開きがあるため交渉は難航を続け一時は相手方代理人もさじを投げ、

まづてい來の記録という午後九時過ぎに至つて、ようやく相手方と合意点に達したのであります。

かえりみすればこの間外觀的には無謀とも思える控訴を行った村当局、村議会に対し、村民各位におか

一、二審の結果表
と費用額の表は
二面に掲載しまし
た

旧西豊永村
応訴して
新村に引つぐ^①

かねてかた 村民各位の注目と関心を集め、種々御指導、御協力を賜つておりました西峰村有林の、「所有権移転登記手続請求」及びこれに関連する請求控訴事件については、去る七月十六日裁判官のあつ旋により、相手方山川氏との間に、和解が成立、旧西豊永村時代から引続き十年の長きにわたり、係争について整理した問題が、ここによりやく解決致しました。以下その経過について概要を御報告申し上げます。

昭和三十九年八月

大 豊 村 長	議 会 議 長	特 別 委 員 長
三 谷 泉	秋 山 信	門 田 仁
水 吉		一

議 会 に 特 別 委 員 会 組 織
高 松 高 裁 に 控 訴

東豊永公民館での出張公判では村に有利

控訴すべきか、一審判決に従うべきか、この決断をせまられた村当局並びに村民の利益を擁護することができぬかについて、真剣に討議を続けると共に、専門家の意見を徴したり、又村民各位から寄せられた、御意見等も充分参酌した結果、

え、周密な体制を整え、第一回準備書面を高松高裁民事第四部へ提出したのであります。

一方相手方も二名の弁護士を代理人として、着々準備を進めておりました。

その間佐竹弁護士が病を得て、死にされるという不幸もありましたが、直ちに

実状並びに事実に行ない、又公判を行ない、新たな証拠を提出する。相手方からは、反証を挙げることの公判を境に村立場にまわったとの得るに至りましたが、

高松高裁に控訴

東豊永公民館での出張公判では村に有利

敗の体制と資料の蒐集、整備に万全を期する為、議会に特別委員会を設置し、(自昭和三十六年二月四日至昭和三十八年四月三十日)委員長門田仁一、副委員長小笠原清浩、委員、寺石由雄、森山茂貴、畑山善郎、上村憲正、三谷憲、(自昭和三十八年五月十三日至現在)、委員長、門田仁一、副委員長、寺石由雄、野島孝彦、西村三清、門脇盛恒、小笠原清浩、上村憲正、以上の各委員を選任、委員長、副委員長を互選して陣容を整え、証人の喚問資料の蒐集等に、積極的な活動を展開しました。

又法廷代理人についても一審の伊藤弁護士に他に、新たに佐竹晴記弁護士を加

て下したものであります。

そして、訴訟に対する不敗の体制と資料の蒐集、整備に万全を期する為、議会に特別委員会を設置し、(自昭和三十六年二月四日至昭和三十八年四月三十日)委員長門田仁一、副委員長小笠原清浩、委員、寺石由雄、森山茂貴、畑山善郎、上村憲正、三谷憲、(自昭和三十八年五月十三日至現在)、委員長、門田仁一、副委員長、寺石由雄、野島孝彦、西村三清、門脇盛恒、小笠原清浩、上村憲正、以上の各委員を選任、委員長、副委員長を互選して陣容を整え、証人の喚問資料の蒐集等に、積極的な活動を展開しました。

この公判に、村側は旧村吏員等、八名の証人が出頭尋問事項を通じて、当時の

別委員会と共に、諸般の資料に基づき、一審に提出した証拠以外の、新たな事実について研究を続ける一方、当時の関係者から詳細な実状を聴取した結果、控訴審裁判においては、西峯村有林の売却手続き関係を重点に、純法律関係から訴訟を進め、という方針が明らかにされた。これらの実状が明らかにされた第二、第三の準備書面を提出、立証段階に入り、八月一日、の二日間に出張公判が、本事件の勝敗を決する天王山でありました。

訴訟事件に要した費用の総額

(第1審関係)

昭和35年度	1,017,000円 (弁護士委託料、伐根調査費を含む)
" 31 "	526,000円 (" ")
" 32 "	295,000円 (弁護士委託料)
" 33 "	365,000円 (")
" 34 "	200,000円 (")
" 35 "	600,000円 (")
小計	3,030,000円

(第2審関係)

昭和36年度	960,000円 (弁護士委託料)
" 37 "	536,000円 (弁護士委託料550,000円、需用費6,000円)
" 38 "	50,000円 (需用費)
" 39 "	4,100,000円 (弁護士委託料4,000,000円、需用費100,000円)
" 40 "	1,530,000円 (弁護士委託料)
" 41 "	1,500,000円 (")
小計	8,606,000円
合計	11,609,000円

備考 上記金額の支払財源としては、予算上の措置として一応一般財源が充当されたが、内容的には39年度の410万円は西峯村有林の分収益金を以て充当し又40、41年度の計300万円についても当該年度における西峯村有林の分収益金の中から支払われ、尚残る益金は既支払い分に充当される予定である。
故に結果的には村税等の純一般財源は充当しておらない事になる。



村議等一行三十五名
西峯村有林など実地踏査

大豊村議会議員および執行部一行三十五名は、去る八月八日、九日両日にわたって西峯村有林や檜尾山村有林を実地踏査しました。これは、西峯村有林訴訟問題が着落した機会に、もう一度実地に踏査して、確認するためのもので、また東祖谷山村を越えて徳島県側にある檜尾山村有林植栽状況も視察し、あわせて東祖谷線の進捗状況も視察しました。(写真は、東祖谷山村の通称小便岩・左端・のそばでの視察の一行)

西峯村有林の所有権移転をめぐる訴訟の1、2審結果表

事件名	一 審 (判決)	二 審 (判決)
(1) 山林所有権移転登記手続請求事件及び同反訴請求事件	西峯村有林全山194.98ヘクタールの土地所有権及び地上立木分収権の一切を峯川氏に譲渡 佐賀山村有林売買に関する精算の結果の超過金(西峯村有林売買代金を差し引いて尚超過する前受金)1,016,561円にS30.1.31~S.36.1.31間日歩3銭の利息668,490円を加えた合計額1,685,051円を峯川氏に支払う	西峯村有林、194.98ヘクタールの内、県造林区別による2.3.9.10の4林班合計117.65ヘクタール及び同地上立木分収権と既分収益金8,250,000円の残額4,125,000円を村が取得する 峯川氏には県行造林区別による1.4.11の3林班合計77.33ヘクタール及び同地上立木分収権と上記8,250,000円の残額4,125,000円を譲渡 佐賀山村有林売買に関する精算の結果の超過金1,016,561円にS30.1.31~S.39.6.23間、日歩3銭の利息1,046,353円を加えた合計額2,062,913円は峯川氏に支払わない、又峯川氏も請求権を放棄する
(2) 貸金請求事件	峯川氏からの借金2,000,000円及びS29.3.1~S30.1.4.~S30.1.4.間、日歩5銭の利息310,000円を加えた計2,310,000円から西峯村有林売買の契約保証金不足金560,000円を差し引いた金1,750,000円及びS30.1.5~S36.1.31間、日歩5銭の利息1,941,625円を加えた計3,691,625円を支払う	2,000,000円をS.39.12.30までに峯川氏に支払う(一審判決の計算によればS.39.6.23までの元利合計は5,452,000円である) 峯川氏は本件に関する債権を放棄する。
(3) 村税賦課処分取消請求事件	峯川氏の主張する金額に対する税額344,090円及びS.31.7.11~S36.1.31までの延滞料171,976円を加えた計、516,066円を徴収する	木引税徴収は免除する
(4) 訴訟費用	大豊村の負担	当事者負担

別 表 解 説

1審判決、時価6,000万円以上といわれる西峯村有林、及び同地上分収権の一切を峯川氏に引渡し、尚借金及び佐賀山村精算金等で、486万円を支払うようになっていた。
その上1審当時の訴訟経費300万円を加え、換価計算すると約7,000万円程度の損失を受けるという事になる、これに対し2審和解は西峯村有林の面積において約三分の二、地上分収権の実態において四分の二以上、換価計算すれば換算4,700~4,800万円といわれる、それに差引現金約200万円及び借入金の充当額として予託していた200万円が浮くので合計換算約5,200万円の粗取得となりこれから1、2審の訴訟経費1,161万円を差し引いても純取得分として約4,000万円を取り返したという結果になった。

近代的な農業をすすめるために 農業資金が手軽に借れます

	利子(年)	据置期間	償還期限
農地や牧草地などを造つたり改良したりするには	事業費が12万5千円以下のものは近代化資金で.....5分 12万5千円以上のものは公庫資金で.....3分5厘~6分5厘	2年以内 3年~10年以内	10年以内 25年以内
果樹や、お茶をつくるには	10町歩以上の集団の植栽は公庫資金で.....5分5厘 10町歩未満の1団地の植栽は近代化資金で.....6分5厘 温州・夏みかん・茶の苗木購入は改良資金で.....無利子 みかんや茶を植えてからの管理は経営資金で.....5分5厘	10年以内 3年以内 なし 5年~2年以内	25年以内 15年以内 3年以内 8年~4年以内
家畜を飼育するには	繁殖用の乳牛・和牛・豚などの購入は近代化資金で.....6分5厘 乳牛の飼育は経営資金で.....5分5厘 乳牛用の飼料作物栽培は改良資金で.....無利子 乳牛や繁殖用の肉用牛の購入は公庫資金で.....5分5厘	2年以内 2年以内 なし 3年以内	5年以内 4年以内 2年以内 15年以内
建物やその他の色々な施設を造るには	温室・畜舎・農舎鶏舎・果樹棚などは近代化資金で.....6分5厘 「 同 上 」も公庫資金で.....6分5厘	3年以内 3年以内	12年以内 15年以内
農機具類を購入するには	トラクター・原動機・揚排水機などの購入は近代化資金で.....6分5厘 「 同 上 」も公庫資金で.....6分5厘	2年以内 3年以内	7年以内 12年以内
園芸作物や花をつくるには	パイン苗木や温室用ビニール購入は改良資金で.....無利子 花の球根苗の購入は振興資金で.....5分5厘	なし なし	2年以内 1年以内
しいたけの栽培には	原木の購入や乾燥施設の設置は近代化資金で.....6分5厘 「同 上」と種駒の購入は経営資金で.....5分5厘	3年以内 1年以内	12年以内 3年以内

■これ等の他に災害資金・農業構造改善資金および無利子の農業後継者育成資金・農家生活改善資金その他色々の融資制度があります。

■借入者の信用力を、おきかう制度として——近代化資金などの借入については、借入者の申込によって基金協会が債務保証をしておりますので、担保や保証人などの心配が少なくなりますから、この保証制度を活用しましょう。

借入申込及び債務保証申込手続その他問合せは、最寄の農協・役場・農業指導所・銀行などへお問合せ下さい。

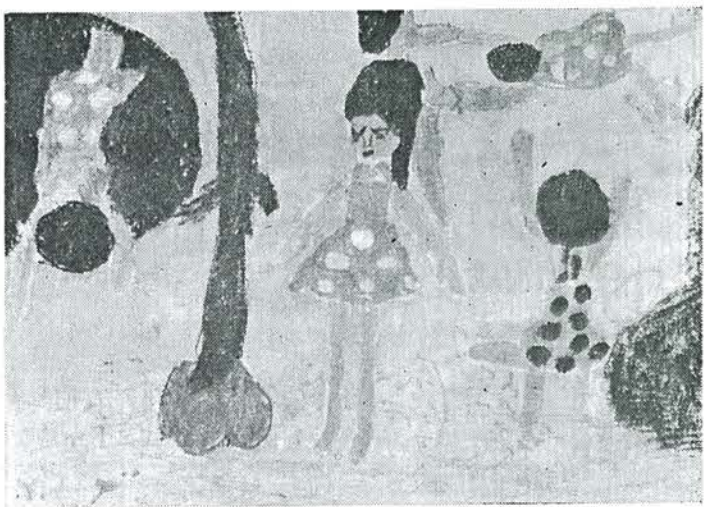
役 場 事 業 課 だ よ り

利息のしおり

10万円を借りたばあいに			
	利 率	1年間の利息	
この制度による利率は	年3分5厘では3,500円 年5分5厘では5,500円 年6分5厘では6,500円	一般借入の利率は	日歩3銭0厘では10,950円 日歩3銭5厘では12,775円 日歩4銭0厘では14,600円

わたしたちの作品

久寿軒小学校一次号は大杉小学校一



凶画

三
年

西村福美

作文

私がつくつた

子供の国

四年大石安枝

私たちは、四月にひつぎんと、子供の國へ遠足に行きました。

私は、始めて行ったのでとてもおもしろかった。

あまりおもしろいので、こんな所で、いつもあそんでみたいと思いました。

遠足から帰って、さっそくきょうだいに話すと、みんなさんせいをしたので、けん牛を買って、家へ

自転車は、十人入れると動く乗り物にすることにしました。そのほか、なわて天じょうをつたう遊びも考えつきました。

遊ぶ時は、たまと、きくみと、よしがはじめに、けんを作ります。

けんは、古い画用しを切りまします。私がけんをうる人です。けんは、一まい十円

へつぎへつぎ、みんなつぎをつぎへとすべつていきます。そのつぎやりたがるのは、おらんこです。いもうとたちは、つぎつぎに私にけんをわたしては、たのしそうに遊びます。

私は、これからも、もつとくふうして、おもしろい遊びをふやしたいと思いま

正しく強く

久壽軒小玉年小室原如美

林道

大豊と川之江線起工式に寄せて

石川泰久（立川刈谷）

ひとものとの 杉、植えんとて
堀り鍬を打ちし 土なり
もみの木の 黒きあたり
つわぶきの 群れる沢あり

谷を越え 尾根を渡りて
今ここに 拓かれんとす
幾年を 夢にみし道

夢かける 愛媛への道

あまきかる 邸(ひな)にしあれど
いにしへの 文ひととけば
土佐の国に 二駅を置くと
丹川の その名残れり

散りしける 落葉にうもれ
今はただ 名のみ道も

旅人の 行きかいし道
都への 夢かよう道

祖父もみし 父も夢みし
吾もまた 夢みつづけし
年ふれど 遠き明治に
夢かけし 夢はみのれり

みどり増す 山脈近く
夏雲は 輝きわたる
里入の 飲むのごと
ひさかたの 光りみち満つ

土を堀り 岩をくだきて
大豊と その名ばかりの
この村に 幸を呼ぶ道
希望わく 愛媛への道

(一九六四・七・二二)

(一九六四·七·二二)



瀬戸内海が

みえました

立川工石山登山

青年學級生十五名が、八月一日、二日に立川工石山へ登りました。

仁尾ヶ内部落上流の登山口まで車でいき、そこから約一時間半かけて、昼前に通夜堂へつきました。

昼食後、頂上の岩場へ登りましたが、おりからの台風接近で、高知県側は雨雲がいっぱいに垂れこめていました。

愛媛県側の方は晴間がみえ、眼下に瀬戸内海にうかぶ小島が、手にとるようにながめられて、一同歓声を挙げました。

目を転じると、ちらりとはありましたが、高知県の太平洋も望見できました。

四围山脈の真った中で、標高一千五百十六米（髭ヶ森より百米余り高い）の高峰に立つて、すばらしい眺望に接したことは、全くの幸運でした。

また通夜堂から横にいったところの苔岩の景観は、たえずようなない、静かな美しさで、ただ目のみをはる写真には頂上の祠をみる字

(級生)

九月の学級生

十二日・農業指導所と東寺町内。農業、家事、国宝研究二十六日・農業指導所農業、家事、健康、孔版技術、歌唱。

東豊永公民館　八月十四日日村婦共励会　に東豊永公民館で、大豊村婦人会の第29回共励會がおこなわれました。午前中は事務連絡や報告、部活動婦人会のあり方など話し合いました。午後「家庭不和の原因と解決について」高知家庭裁判所調査官の講演をきき、そのあと栗生の子供や東土居の有志による舞踊の披露がありました。

9月実施予防接種日程

(A)ジフテリア、百日咳予防接種(秋期)

日 時	場 所	地 区
9月14日(月) 15.00～13.30	大豊村役 場 (高 須)	大 杉 校 下
〃	東支所 (落 合)	東 豊 永 校 下
〃	西支所 (西土居)	西 豊 永 中 部
9月15日(火) 14.00～14.30	立 川出張所(中 央)	立 川 校 下
〃	西 峰公民館(久生野)	西 峰 校 下
〃 13.00～13.30	大田口診療所(舟 戸)	大 田 口 校 下
9月16日(水) 12.30～13.00	天 坪 支 所(馬 瀬)	天 坪 校 下
〃 13.30～14.00	穴 内公民館(穴内三)	穴 内 校 下
9月17日(木) 13.00～13.30	岡 崎診療所(岩 原)	西 豊 永 東 部
〃 12.30～13.00	久寿軒小学校(久寿軒)	久 寿 軒 校 下

該当者 (イ) 昭和38年11月1日から昭和39年6月30日までに生れた者…1期(3回)
(ロ) 昭和38年秋期に3回接種完了者…2期(1回)
(ハ) 3期、4期該当者は1期の2回目の接種時に実施(10月)

料 金 1期、2期該当者は1回50円
3期、4期該当者は1回10円
(注) 当日最寄りの場所で接種できない場合他の実施場所ですべて接種して下さい。

(B)種痘予防接種(秋期)

日	時	場	所	地	区	判	定	日	時
9月21日(月)	13.00~13.30	大	豊村設場	大	杉校下	9月28日(月)	時間左に同じ		
"	"	東	支 所	東	豊永校下	"			
"	"	西	支 所	西	豊永中部	"			
9月22日(火)	13.00~13.30	川	口公民館	川	口校下	9月29日(火)	"		
"	14.00~14.30	立	川小学校	立	川校下	"			
"	"	西	峰公民館	西	峰校下	"			
"	13.00~13.30	大	田口診療所	大	田口校下	"			
9月24日(木)	12.30~13.00	天	坪小学校	天	坪校下	10月1日(木)	"		
"	13.00~13.30	穴	内小学校	穴	内校下	"			
9月25日(金)	13.00~13.30	岡	崎診療所	西	豊永東部	10月2日(金)	"		
"	12.30~13.00	久	寿軒小学校	久	寿軒校下	"			

該当者 (イ) 昭和38年12月1日から昭和39年5月31日までの出生者…1期
(ロ) 昭和40年4月小学校へ入学する者…2期
(ハ) 昭和40年3月小学校を卒業する者…3期

料 金 1期、2期、3期該当者共に1人当たり20円

本年度は東京でオリンピックが行なわれるため外国人が相当入国され、各地へ観光客がおとずれるものと思われますので、万一の場合を考えて、種痘接種該当者は必ず接種をして下さい。

種痘により障害をきたすおそれのある者。
※予防注射についてわからないことがありましたら役場の衛生係へおたずねください。

編集後記

◆本村を起点とする二つの林道記事が期せずしていっしょに載りました。共に早期開通を祈りました。

◆川之江線を祝して石川氏より詩の寄稿がありました。石川氏の詩は中央でも度々採用されており、その道のベテランです。

◆前回の投稿「職員配置記事」中、事業課主事村田忠雄氏と西岡富美子氏（共に農委担当）が脱落していました。追加します。

◆初秋の風が吹きはじめたかとはいえ、残暑はまだきびしいものです。体に気を付けて下さい。

◆次号投稿締切りは九月十五日です。

(平)